

厚生労働省

厚生労働大臣 根本 匠 殿

日本病院団体協議会	議 長	山本 修一
国立大学附属病院長会議	常置委員会委員長	山本 修一
独立行政法人国立病院機構	理事長	楠岡 英雄
一般社団法人全国公私病院連盟	会 長	今泉暢登志
公益社団法人全国自治体病院協議会	会 長	小熊 豊
公益社団法人全日本病院協会	会 長	猪口 雄二
独立行政法人地域医療機能推進機構	理事長	尾身 茂
地域包括ケア病棟協会	会 長	仲井 培雄
一般社団法人日本医療法人協会	会 長	加納 繁照
一般社団法人日本社会医療法人協議会	会 長	西澤 寛俊
一般社団法人日本私立医科大学協会	業務執行理事	小山 信彌
公益社団法人日本精神科病院協会	会 長	山崎 學
一般社団法人日本病院会	会 長	相澤 孝夫
一般社団法人日本慢性期医療協会	会 長	武久 洋三
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会	会 長	斉藤 正身
独立行政法人労働者健康安全機構	理 事	猿田 克年

10 連休等の長期連休における休日加算等の取扱いについての要望書

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀等による本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休中の医療提供体制については、既に貴省医政局より平成 31 年 1 月 15 日付で「必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要かつ十分な医療機関、薬局等が対応できる体制を構築すること」という通知が発出されておりました。更にあらためて平成 31 年 1 月 31 日付で、初・再診料、外来診療料に係る休日加算の取扱い、および、処方箋の交付の取扱いについて、いずれも「従前のおり」とする旨の内容の通知が貴省保険局から発出され、この取扱いは本年 10 連休だけでなく、他の長期連休も同様であるとされています。

日本病院団体協議会としても、同通知を受け各関係機関とも密に連携を取りながら、大型連休中の各地域における医療提供体制が混乱をきたさないよう各病院団体を通じて全力で取り組む所存です。しかしながら地域の実情によっては、一定の医療機関に救急患者が集中する可能性等も指摘されているところでもあります。そこでこのような突発的かつ不測の事態が発生した際には、地域の実情に鑑みて、下記の点等を含めて必要に応じて貴省各部局の特段の取り計らいをお願いしたく、ここに要望書として提出させていただきます。

何卒ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

1. 期間中の入院患者数が許可病床数の上限を越えた場合、地域の実情に応じて一定割合（数）の上限を超えた入院（いわゆるオーバーベッド）や、期間中の人員配置基準の緩和措置を要望する。
2. 地域の実情に応じて、期間中のレセプト提出・受付期限や処方箋有効期間の延長を要望する。
3. その他

以上